

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」及び「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」について	令和5年1月19日 刑事局 生活安全局
----------------------------------	--	--

1 概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の一部改正を行うもの。

2 改正事項

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第2条の規定により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、令和4年1月11日以降、戸籍の附票の記載事項に、新たに「出生の年月日」が追加されたことにより、戸籍の附票の写しのみで規則上の本人確認書類の要件を満たすこととなったことを踏まえ、戸籍の附票の写しが添付された戸籍の謄本又は抄本に代わり、戸籍の附票の写しを本人確認書類の一つとして規定する。

(2) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則案

ア 相手方の真偽の確認のための措置に関する規定の改正

上記2(1)のとおり、戸籍の附票の写しのみで相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日のいずれをも確認することが可能となったことを踏まえ、戸籍の附票の写しが添付された戸籍の謄本又は抄本に代わり、戸籍の附票の写しを相手方の真偽を確認するための書類の一つとして規定する。

イ 古物商及び古物市場主が記載すべき帳簿の様式の備考欄の改正

道路運送車両法が改正され、令和5年1月1日から自動車検査証が電子化されることに伴い、古物商等が記載すべき帳簿の様式の備考欄中の「自動車検査証に記載された」を「自動車検査証に記載され、又は記録された」に改正する。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、令和4年11月25日から令和4年12月24日までの間、意見公募手続を実施した結果、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する質問・意見は1件、「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する質問・意見は2件であった。

4 施行期日

公布の日（令和5年2月1日）から施行

公安委員会 説明資料No. 2	「道路交通法施行令の一部を改正する 政令案」等に対する意見の募集について	令和5年1月19日 交 通 局
<p>1 意見募集の趣旨</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和5年1月20日（金）から同年2月18日（土）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為、当該講習に係る手数料の標準等を定める。</p> <p>(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案</p> <p>特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準、歩道通行に関する基準等を定める。</p> <p>(3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案</p> <p>自転車を対象とする道路標識等は、原則として特定小型原動機付自転車を対象に含むこととする。</p> <p>(4) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案</p> <p>原動機付自転車を含む規定の対象から特定小型原動機付自転車を除くなどの整理を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和5年7月1日（予定）</p>		

公安委員会 説明資料No. 3	「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について	令和5年1月19日 警 備 局
<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none">○ 団体規制法により観察処分に付されているオウム真理教主流派Alephは、3か月ごとに構成員、土地・建物、資産等の報告が義務付けられているが、構成員の一部黒塗りや資産の一部不報告を続けており、公安調査庁の書面による指導にも応じていない。○ このため公安調査庁は、団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難になっているとして、同法第8条第1項の規定により、当該団体の活動に制限を加える再発防止処分を公安審査委員会に請求する方針を決定。○ 同法第12条第2項は「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定しているところ、今般、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。 <p>2 再発防止処分の内容</p> <ul style="list-style-type: none">○ 土地・建物の一部使用禁止○ 財産上の利益（お布施等）の贈与を受けることの禁止 <p>3 意見</p> <p>当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>1月下旬、公安調査庁長官が公安審査委員会に「再発防止処分」を請求</p>		